

E i w a N e w s

接待飲食費の50%損金算入特例

平成26年6月
(No. 107)

平成26年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により、法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定が改正され、本年4月1日以後開始する事業年度から、交際費等のうち接待飲食費の50%が損金に算入できるようになりました。(中小法人は、定額控除限度額(交際費等のうち年800万円)までの損金算入との選択適用となります。)

これを踏まえて、このたび国税庁より接待飲食費に関するFAQが公表されました。

改正の概要につきましては、本誌 No. 102、No. 105 においてご紹介しましたが、今回は、公表されたFAQの内容をご紹介いたします。

[1] 飲食費の範囲

飲食費とは、飲食その他これに類する行為のために要する費用と法令上規定されていて、社内飲食費を除き、次のような費用が該当します。

- (1) 自己の従業員等が得意先等を接待して飲食するための飲食代
- (2) 飲食等のために支払うテーブルチャージ料やサービス料
- (3) 飲食等のために支払う会場費
- (4) 得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行うための弁当代
- (5) 飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持帰りに要するお土産代

(3) については、自社主催のパーティーに取引先等を招待した場合のホテルの宴会場等の使用料などが該当します。

[2] 飲食費に該当しない費用

次に掲げる費用は飲食費に該当しません。

- (1) ゴルフや観劇、旅行等の催事に際しての飲食等に要する費用
- (2) 接待を行う飲食店等へ得意先等を送迎するために支出する送迎費
- (3) 飲食物の詰め合わせを贈答するために要する費用

(1) については、通常、ゴルフや観劇、旅行等の催事を実施することを主たる目的とした行為の一環として飲食等が実施されるものであり、飲食等が催事等とは別に単独で行われていると認められる場合を除き、飲食費に該当しないこととなります。

(2) については、本来、接待・供応に当たる飲食等を目的とした送迎という行為のために要する費用として支出したものであり、その送迎費は飲食費に該当しないこととなります。

(3) については、単なる飲食物の詰め合わせを贈答する行為は、いわゆる中元・歳暮と変わらないことから飲食費には該当しません。

[3] 社内飲食費に該当しない費用

社内飲食費の支出の対象者は、当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族と法令上規定されていて、これらに該当しない者に対する接待等のために支出する飲食費等は、社内飲食費には該当しません。

具体的には、次のような費用は社内飲食費に該当しないこととなります。

- (1) 親会社の役員等やグループ内の他社の役員等に対する接待等のために支出する飲食費
- (2) 同業者同士の懇親会に出席した場合や、得意先等と共同で開催する懇親会に出席した場合に支出する自己負担分の飲食費相当額

また、自社から親会社等へ出向している役員等に対する飲食費については、出向者が出向先法人及び出向元法人の双方において雇用関係があるため、その者が出向先法人の役員等の立場で飲食等の場に参加したのか、出向元法人の役員等の立場で飲食等の場に参加したかにより判断することとなります。

この場合、出向者が自社の役員等の立場で出席している場合に支払う飲食代は社内飲食費に該当することとなります。

[4] 帳簿書類への記載事項

接待飲食費は、飲食費であることを明らかにするために、帳簿書類に次の事項を記載する必要があります。

- (1) 飲食費に係る飲食等のあった年月日
- (2) 飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
- (3) 飲食費の額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
- (4) その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

(2) については、社内飲食費でないことを明らかにするためのものであり、原則として、飲食等を行った相手方である社外の得意先等に関する事項を、「〇〇会社・□□部、××(氏名)、得意先」というようにして相手方の氏名や名称のすべてを記載する必要があります。

ただし、相手方の氏名について、その一部が不明の場合や多数参加したような場合には、その参加者が真正である限りにおいて、「〇〇会社・□□部、××(氏名)部長他10名、得意先」と記載してあっても差し支えありません。

1人当たり5,000円以下の飲食費については、書類の保存を要件として、従前どおり、交際費等には該当しません。今後、交際費等については、5,000円以下の飲食費、5,000円超の飲食費、それ以外の交際費の3つに区分する必要があるとあり、企業によっては各勘定科目の設定や社内精算の見直し等の検討が必要となります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。